

楽寿荘短期入所生活介護サービス利用契約書

楽寿荘短期入所生活介護サービス利用契約書

(以下、「契約者」という)と社会福祉法人楽寿会(以下「事業者」という)は、事業者が契約者に対して行なう短期入所生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

第1条 (サービスの目的及び内容)

- 1・事業者は介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、契約者に対し、その有する能力に応じて可能な限り自立した生活ができるよう短期入所生活介護サービスを提供いたします。契約者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

- 1・この契約期間は令和 年 月 日から、この契約が解除されるまでとします
- 2・契約者は契約期間中であれば数日間の猶予をおいて、事業者の利用期間の申し入れを行う事ができます。又、利用期間の変更も同様とします。これに対し、事業者は定員超過、居室の確保ができない等の正当な理由がない限りこれを拒みません。

第3条（短期入所生活介護計画）

- 1・利用期間が概ね4日を超える契約者の場合、事業者は、契約者の日常生活全般の状況及び契約者の意向を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画書」（別紙）を作成し、これに従い計画的なサービスの提供をすると共に契約者及びその家族に説明いたします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

- 1・事業者は、介護保険対象サービスとして、短期入所生活介護事業所において、契約者に対して、入浴、排泄等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1・事業者は、契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一・契約者に対する食事の提供
 - 二・契約者に対する理美容サービス

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1・契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだに要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。

第7条（契約の解除）

- 1・契約者は事業者に対して数日間の猶予をもって文書で通知する事により、この契約を解除する事ができるものとします。
- 2・事業者は契約者が以下の事由に該当した場合は文書にて通知する事により、この契約を解除する事ができるものとします。
 - 一・契約者及びその家族代表者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - 二・契約者が事業者を支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、催促にもかかわらず支払われない場合。
 - 三・契約者が他の老人福祉施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。
 - 四・契約者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
 - 五・契約者が死亡した場合。

第8条（守秘義務）

- 1・事業者、サービス従事者又は従業員は、サービス提供上で知り得た契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。この守秘義務は、本契約終了した後も継続いたします。
- 2・事業者は、契約者に医療上、緊急な必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供できるものとします。

第9条（契約者の禁止行為）

契約者は、ホーム内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一．決められた場所以外での喫煙
- 二．サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- 三．その他決められた以外の物の持ち込み

第10条（ハラスメント対策について）

- 1 ハラスメント防止のための指針の作成し、従業員に対して、ハラスメントに関する研修を実施します。
 - 2 従業員が報告・相談しやすい体制の整備を行います。
 - 3 ハラスメントに対する法人内での適切な対応を図ると共に、事業所内に責任者を選定しています
 - 4 契約者及びそのご家族等から以下のハラスメントに当たる行為があった場合には、契約解除となる場合があります。
 - イ) 暴力又は乱暴な言動（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - ・物を投げつける、刃物に向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、奇声、大声を発するなど
 - ロ) セクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
 - ・従業員の体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる、女性のヌード写真を見せるなど
 - ハ) 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ・大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける。「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する。家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする。特定の従業員に嫌がらせをする。
- 二) その他
- ・従業員がハラスメントと感ずる行為

第11条（損害賠償）

- 1 事業者はサービスの提供にあたり、契約者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

第 12 条（緊急時の対応）

- 1・事業者は、現に短期入所生活介護サービスの提供を行っている時に契約者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合はあらかじめ届けられた連絡先へ可能なかぎり速やかに連絡すると共に、医師、医療機関等に連絡をとる等の必要な処置を行います。

第 13 条（苦情処理）

- 1・契約者又はその家族は提供されたサービス等に苦情がある場合は事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対しいつでも苦情を申し立てることが出来るものとします。
- 2・事業者は苦情対応窓口を設置すると共に、苦情が生じた場合には速やかかつ誠実に対応いたします。

第 14 条（協議事項）

- 1・本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者及びその家族と誠意を持って協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、事業者が記名捺印
契約者が署名のうえ、契約者、事業者が各々 1 通保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者

<住所>

<氏名>

<電話>

<代筆>

<続柄>

家族代表者(または代理人)

<住所>

<氏名>

<電話>

事業者

<住所> いわき市四倉町西3丁目14番地の6

<事業者名> 社会福祉法人 楽寿会

<代表者名> 理事長 木村守和

事業所名 楽寿荘短期入所生活介護事業所 (特別養護老人ホーム楽寿荘併設)

<住所> いわき市四倉町上仁井田字横川74番地の1

<電話> 0246 (32) 6381